

■西東京市の主な表彰制度

名誉市民（検討中）

市民又は市に関係が深く、広く社会・文化の興隆に功績があった者に対し、その功績をたたえ、市民の敬愛の対象として顕彰することを目的とする。

公共の福祉を増進し、又は学術、技芸等の進展に寄与し、もって市民の生活及び文化に貢献し、その功績が極めて優れており、広く市民の尊敬を受ける者に対し、西東京市名誉市民の称号を贈る。

※名誉市民は、市議会の同意を得て市長が選定する。

【根拠例規】（仮称）西東京市名誉市民条例 【実施頻度】周年事業等を想定

市民栄誉賞（平成 17 年 12 月創設）

西東京市民に夢と希望を与え、社会に進歩と活力をもたらし、広く市民に敬愛されるものに対し西東京市民栄誉賞を贈呈し、その栄誉をたたえることを目的とする。

市民栄誉賞は、学術、芸術、文化、スポーツ等の分野においてその功績が顕著であると認められ、市民又は市民であった者、西東京市に所在し又は所在していた団体、西東京市に関係の深い個人又は団体に贈呈する。

【贈呈実績】井口資仁氏（現千葉ロッテマリーンズ監督）：
平成 18 年 2 月



【根拠例規】西東京市民栄誉賞規則 【実施頻度】随時

功労表彰・一般表彰（平成 13 年 12 月創設）

西東京市の政治、教育、文化、社会その他各般にわたって市政振興に寄与し、また市民の模範と認められる行為があった者を表彰することを目的とする。

◆功労表彰

功労表彰は、市長、市議会議員、教育委員、選挙管理委員、農業委員会委員などの職にあった者のうち功績顕著な者に対して行う。

◆一般表彰

一般表彰は、市の公益事業に尽力し、又は公務を助力しその功績顕著な者、市の公益のため多額の金品を寄附した者、非常災害に際し、人命救助をする等市民の模範と認められる行為をした者、市民で徳行が著しく他の模範としてふさわしい者に対して行う（団体に対しても表彰できる）。

【贈呈実績】功労表彰 160 人 一般表彰 271 件（平成 13 年度～平成 30 年度）

【根拠例規】西東京市表彰条例 【実施頻度】毎年